

第5節 土壤汚染対策

1 土壤汚染の概況

市街地の土壤汚染としては、地下水調査及び土地改変を契機とした土壤調査により、平成9年度から平成12年度の間に22箇所（神戸市6、尼崎市12、芦屋市1、伊丹市1、明石市1、高砂市1）で土壤の汚染に係る環境基準を超える汚染（汚染物質：全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン）について、県及び政令市が確認した。

なお、当地域内には、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壤汚染対策地域として指定されている地域はない。

2 土壤汚染対策

(1) 過去の施策の実施状況

汚染土壤については、これまで「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針（環境省）」に基づいて汚染原因者等に指導を行い、汚染土壤の除去、土壤ガス吸引等の現地の状況に応じた汚染回復対策が実施されてきた。

一方、近年、土地開発等の際に工場等の跡地で汚染が判明したり、地下水常時監視により土壤汚染が判明する事例が多くなっていることから、土壤汚染による人の健康被害の防止を図るため、土壤汚染対策法が平成14年5月に公布された。

(2) 講ずる施策及び達成目標

今後は、土壤汚染対策法に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地や土壤汚染による健康被害のおそれがある土地の所有者等が行う、土壤汚染状況調査及び知事への報告が適切に行われるよう必要な指導を行う。

また、当該調査の結果、指定基準に適合しない土地については、同法に基づき指定区域として指定・公示するとともに台帳の調製及び閲覧を行う。

さらに、当該指定区域が人の健康被害のおそれがある場合には、汚染原因者または土地所有者等による汚染の除去等の措置が講じられるよう措置命令を行うとともに、土地の形質変更等により汚染が拡散等しないよう必要な指導等を行い、土壤汚染による人の健康被害の防止を図っていく。